

## 389 都下各大学聯合懸賞討論会

〔『法学新報』第25卷4（285）号 大正4年4月1日〕

○都下各大学聯合懸賞討論会 中央大学法学会主催去二月二十八日午後二時より同人大講堂に於て仁井田博士出題同氏審判の下に『弁済は如何なる場合に於ても法律行為の性質を有するものなりや否や』なる論題に付き次の各大学学生の討論会は開始せられたり論戦は（明治）金城善助君に依り始り氏は折衷説にして弁済には必ずしも弁済意思を必要とせず従て必ずしも法律行為にあらず唯弁済か権利の設定移転変更を目的とする場合の

み意思を要し而して此場合に限り弁済は法律行為たる性質を有すと論ず次は（法政）内田清次君消極説にして弁済と給付行為とを分ち弁済自体は常に事実行為なりと論ず（中央）小島常世君は折衷説にして弁済は債権消滅の効果を有する法律上の行為の一なり而して弁済の目的たる行為の如何により法律行為たる場合あり事実行為なる場合あることを論ず（日本）狩野惇君消極説、弁済は広義の法律上の行為の一種にして弁済意思を要せざる理由を縷々論述す（早稲田）中野幸太郎君消極説、弁済には弁済意思及び受領意思を必要とせずと前提し客観的に債権消滅に適する時は弁済の効ありと論ず（法政）乗国万吉君折衷説、弁済を法律行為たり又事実行為たる場合に分ち実例を引証して反対説を論難す（中央）浅野松次郎君折衷説、効果意思と弁済意思の異なる点を論じ弁済には或意思を要するも効果意思にあらざるか故に之を以て直に弁済は法律行為なりとするは早計なりと論じ且つ弁済には絶対に意思存せざる場合あることを論ず（日本）佐野重徳君折衷説、弁済は必ずしも弁済意思を要せず従て事実行為たる場合ありとなし弁済の充當の例を以て弁済意思を要せざる論拠の一とす（中央）小山初治君積極説、反対説の論拠たる意思不必要として引例する不作為錯誤に基く給付行為、無能力者の弁済、弁済の充當、弁済意思の不表示等に対して駁論を加ふ（明治）吉田良平君折衷説、積極説に対して反駁を試み弁済意思の必ずしも必要ならざることを熱心に論ず（中央）園山利三郎君折衷説、積極説を駁論して一種独特の折衷説を痛論す（早稲田）荻野巖君積極説、積極説の爲め最後の

気焰を吐き自説の堅塁を維持するに努めたり右を以て討論終結し夫より司会者仁井田博士は左の講評を試みられたる後優等者に対し賞品を授与、午後五時閉会したり

『弁済には或意思を要するも必ずしも弁済意思として表示するの要なし故に給付行為のみにて弁済成立することあり然れども法律は給付行為の外に或意思表示を必要としたるや否やは疑問なり然れども弁済充當の規定等より推測するも法律は必ずしも債権の内容を實現せしむる意思即ち弁済意思を表示することを要求せず従て弁済意思の表示なしと雖も給付行為あれば弁済の効果を生ずるものと言はざるへからず而して弁済として為す給付行為は法律行為なりや否やは一括して論ずることを得ず債権の目的たる給付の性質如何により給付行為は法律行為たることあり又然らざることありと云ふへし反対説は弁済の爲めにする意思を以て給付を為さされは弁済の效果生せずとするも右は弁済意思か表示せられざるに拘はらず弁済の效果の生ずるにあらす寧ろ他の目的の爲めに給付を為すの意思か表示せられざるか爲め弁済の效果が生ずるなり或給付行為か成立するには或給付意思を要す然れども所謂弁済意思にあらす弁済の爲めにする意思なくして爲したる給付も又弁済の效果を生ず但し其給付は他の目的の爲めに行ふこと（例へば贈与の爲め）を表示するときは弁済の效果を生ぜざるは勿論なり云云（詳細は法学新報第二十五卷第二号同博士論文参照）』

当日の受賞者は一等賞（中央）小島常世君、二等賞（明治）金城善助君、（日本）佐野重徳君、三等賞（中央）浅野松次郎君、

(中央) 園山利三郎君、(中央) 小山初治君、(明治) 吉田良平  
君なりし(委員報)